|  |
| --- |
| （裏面） |
|  |
| ◎ 注意事項 |
| １　不正に許可を受けた場合は， １年以下の懲役若しくは５０万円以下の罰金又はこれが併科されます（道路運送車両法第１０７条）。 　２　許可証及び番号標の有効期間が満了したときは，その日から５日以内に返納してください。この返納期限内に許可証及び番号標を返納しないときは， 　　６か月以下の懲役又は３０万円以下の罰金が科せられます（道路運送車両法第１０８条）。 　３　許可を受けた自動車であっても，保安基準に適合しなければ，運行してはなりません。 　４　上記１～３に該当すると思われる場合は，本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。 |
|  |
| ◎　臨時運行許可を申請する方は，次の書類を必ず提示してください。 　１　自動車検査証，登録識別情報等通知書，自動車検査証返納証明書，登録事項等証明書等 　２　自動車損害賠償責任保険証明書 （自動車損害賠償責任共済証明書を含む。） 　３　申請者又は来庁者の住所が確認できるもの（自動車運転免許証，マイナンバーカード，在留カード等） |
|  |
| ◎　申請書記載方法 　１　車名は，メーカー名を記入してください。 　２　形状は，該当番号に○印を付けてください。 「６　その他」の場合は，（　）内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。 　３　車台番号は，車台に打刻されている記号番号を記入してください。 　４　運行の目的は，該当番号に一つだけ○印を付けてください。「３　その他」の場合は，（　）内に具体的に記入してください。 　５　運行の経路は，運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。 　　　（例　土浦市◯◯町～◯◯市◯◯町～◯◯市◯◯町） 　　　 したがって，都道府県内一円，市，町内等漠然とした地域を記入したもの，車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合等は，許可でき 　　ません。 　６　許可を受ける方は，申請者欄に必ず記入してください。ただし，申請者と来庁者が異なる場合は，番号標受領者欄も記入してください。 |
|  |
|  |